

消防法による試験のお知らせ

平成22年4月1日からインターネットによる電子申請が始まりました。

電子申請手続きについては(財)消防試験研究センターのホームページをご覧ください。

《平成22年度第4回危険物取扱者試験のお知らせ》

試験日 平成23年1月30日(日)

試験の種類 甲種・乙種・丙種

試験地 旭川市・札幌市・帯広市他

受験願書の受付期間

書面申請 平成22年12月8日(水) 12月16日(木)

電子申請 平成22年12月5日(日) 12月13日(月)

《平成22年度第4回消防設備士試験のお知らせ》

試験日 平成23年1月30日(日)

試験の種類 甲種・乙種

試験地 旭川市・札幌市・帯広市他

受験願書の受付期間

書面申請 平成22年12月8日(水) 12月16日(木)

電子申請 平成22年12月5日(日) 12月13日(月)

受験案内、受験願書の用紙および試験手数料払込用紙の常設場所

富良野広域連合富良野消防署南富良野支署

問い合わせ先

富良野広域連合富良野消防署南富良野支署

☎ 52 2119

設置しましたか？

住宅用火災警報器

「まさか」の時のために住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器の設置期限は、
平成23年5月31日です。

「悪徳販売に注意しましょう」

消防署で販売することはありません。

富良野広域連合では毎月21日を「防火の日」
に制定しました。

ご存じですか？「検察審査会」

選挙権を持っている国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、一般の国民を代表して、検察官が被疑者を裁判にかけなかったこと<不起訴処分>についての善し悪しを審査するところです。

Q 審査はどんな時に開始するのか

犯罪の被害にあった人や告訴・告発した人が、検察官の不起訴処分に納得できない時、検察審査会に申立てをすれば審査が開始されます。また、申立てがなくても、検察審査会が新聞記事などをきっかけに自ら審査を開始することもあります。

Q 審査の結果は？

検察審査会で審査した結果、更に詳しく捜査すべき<不起訴相当>とか、起訴すべき<起訴相当>という議決がなされた場合は、検察官はこの議決を参考に事件を再検討します。

起訴相当の議決に対して検察官が起訴しない場合には、改めて検察審査会で審査し、その結果、起訴をすべきという議決<起訴議決>があった場合には起訴の手続がとられます。

問い合わせ先

旭川検察審査会事務局 ☎ 0166 51 6290

平成22年度

消防設備士講習のお知らせ

講習受付期間

・平成22年11月22日(月) 12月17日(金)

講習実施期間

・平成23年1月12日(水) 3月11日(金)

講習地及び会場	実施年月日	講習区分
札幌市 北海道 自治労会館	1月12日(水)	消火設備
	1月13日(木)	警報設備
	1月14日(金)	避難設備・消火器
	3月8日(火)	警報設備
	3月9日(水)	消火設備
	3月10日(木)	避難設備・消火器
	3月11日(金)	警報設備 特殊消防用設備等
旭川市	2月17日(木)	警報設備
旭川市 勤労者福祉会館	2月18日(金)	消火設備 避難設備・消火器
帯広市	2月24日(木)	警報設備
とかちプラザ	2月25日(金)	消火設備 避難設備・消火器